

別表第2（第3条関係）

階層区分	利用者世帯の階層（細）区分			徴収基準 月 額	徴収基準 加算月額
A 階層	生活保護法（昭和 2 5 年法律第 1 4 4 号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 3 0 号）による支援給付受給世帯			0円	0円
B 階層	A階層を除き当該年度分の市町村民税非課税世帯			1, 100円	110円
C 階層	A階層及びB 階層を除き当該年度分の市町村民税均等割の額のみ課税世帯			2, 250円	230円
D 階層	A 階 層、 B 階 層 及 び C 階 層 を 除 き 当 該 年 度 分 の 市 町 村 民 税 の 課 税 世 帯 で あ っ て、 そ の 市 町 村 民 税 所 得 割 の 額 の 区 分 が 次 の 区 分 に 該 当 す る 世 帯	所得割の年額3, 000円以下	D 1 階層	2, 900円	290円
		3, 001円～ 5, 800円	D 2 階層	3, 450円	350円
		5, 801円～ 8, 700円	D 3 階層	3, 800円	380円
		8, 701円～ 13, 000円	D 4 階層	4, 250円	430円
		13, 001円～ 17, 400円	D 5 階層	4, 700円	470円
		17, 401円～ 22, 400円	D 6 階層	5, 500円	550円
		22, 401円～ 28, 200円	D 7 階層	6, 250円	630円
		28, 201円～ 58, 400円	D 8 階層	8, 100円	810円
		58, 401円～ 75, 000円	D 9 階層	9, 350円	940円
		75, 001円～ 96, 600円	D 1 0 階層	11, 550円	1, 160円
		96, 601円～ 121, 800円	D 1 1 階層	13, 750円	1, 380円
		121, 801円～ 175, 500円	D 1 2 階層	17, 850円	1, 790円
		175, 501円～ 221, 100円	D 1 3 階層	22, 000円	2, 200円
		221, 101円～ 380, 800円	D 1 4 階層	26, 150円	2, 620円
		380, 801円～ 549, 000円	D 1 5 階層	40, 350円	4, 040円
		549, 001円～ 579, 000円	D 1 6 階層	42, 500円	4, 250円
		579, 001円～ 700, 900円	D 1 7 階層	51, 450円	5, 150円
		700, 901円～ 849, 000円	D 1 8 階層	61, 250円	6, 130円
		849, 001円～1, 041, 000円	D 1 9 階層	71, 900円	7, 190円
		1, 041, 001円以上	D 2 0 階層	全 額	左の徴収基準月額の10% ただし、その額が8,560円に満たない場合は8,560円

備考 A階層以外の各層に属する世帯から2人以上の対象者が、同時に上記表の適用を受ける場合は、その月の徴収基準月額の最も多額な対象者以外の対象者については、上記表に定める加算基準月額によりそれぞれ算定するものとする。